

改定	現行	摘 要
<p data-bbox="350 604 1202 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1062 955 1359 1302">           平成 9年 4月 改定            平成18年10月 一部改定            平成23年10月 一部改定            平成24年10月 一部改定            平成26年10月 一部改定            平成27年10月 一部改定            平成28年10月 一部改定            平成29年10月 一部改定         </p> <p data-bbox="578 1774 979 1827">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1578 604 2430 667">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2291 955 2588 1260">           平成 9年 4月 改定            平成18年10月 一部改定            平成23年10月 一部改定            平成24年10月 一部改定            平成26年10月 一部改定            平成27年10月 一部改定            平成28年10月 一部改定         </p> <p data-bbox="1804 1774 2205 1827">山梨県県土整備部</p>	

改定		現行		摘 要
第 135 条	履行報告	第 135 条	履行報告	
第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	
第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	
第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	
第 139 条	保険加入の義務	第 139 条	保険加入の義務	
第 140 条	新技術の活用について			
第 2 章	機械ボーリング	第 2 章	機械ボーリング	
第 201 条	目的	第 201 条	目的	
第 202 条	土質の分類	第 202 条	土質の分類	
第 203 条	調査等	第 203 条	調査等	
第 204 条	成果物	第 204 条	成果物	
第 3 章	サンプリング	第 3 章	サンプリング	
第 301 条	目的	第 301 条	目的	
第 302 条	採取方法	第 302 条	採取方法	
第 303 条	試料の取扱い	第 303 条	試料の取扱い	
第 304 条	成果物	第 304 条	成果物	
第 4 章	サウンディング	第 4 章	サウンディング	
第 1 節	標準貫入試験	第 1 節	標準貫入試験	
第 401 条	目的	第 401 条	目的	
第 402 条	試験等	第 402 条	試験等	
第 403 条	成果物	第 403 条	成果物	
第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	第 2 節	スウェーデン式サウンディング試験	
第 404 条	目的	第 404 条	目的	
第 405 条	試験等	第 405 条	試験等	
第 406 条	成果物	第 406 条	成果物	
第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験	第 3 節	オランダ式二重管コーン貫入試験	
第 407 条	目的	第 407 条	目的	
第 408 条	試験等	第 408 条	試験等	
第 409 条	成果物	第 409 条	成果物	
第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	第 4 節	ポータブルコーン貫入試験	
第 410 条	目的	第 410 条	目的	
第 411 条	試験等	第 411 条	試験等	
第 412 条	成果物	第 412 条	成果物	
第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	第 5 節	簡易動的コーン貫入試験	
第 413 条	目的	第 413 条	目的	
第 414 条	試験等	第 414 条	試験等	
第 415 条	成果物	第 415 条	成果物	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 110 条 担当技術者</b></p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p><b>第 125 条 一時中止</b></p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第 134 条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。</p> <p>3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。</p> <p><b>第 133 条 安全等の確保</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成29年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p><b>第 110 条 担当技術者</b></p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（業務主任技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p><b>第 125 条 一時中止</b></p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第 134 条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合</p> <p>(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合</p> <p>(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。</p> <p>3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。</p> <p><b>第 133 条 安全等の確保</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</b></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 (行政情報の目的外使用の禁止) 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を <b>図</b>るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p><b>第 140 条 新技術の活用について</b></p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国営施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<p><b>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</b></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 (行政情報の目的外使用の禁止) 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 (社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を <b>はか</b>るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(新設)</p>	

改定	現行	摘 要
<p><b>第 203 条 調査等</b></p> <p>4. 掘進</p> <p>(10) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p><b>第 301 条 目的</b></p> <p>乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。</p> <p><b>第 406 条 成果物</b></p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 415 条 成果物</b></p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p><b>第 203 条 調査等</b></p> <p>4. 掘進</p> <p>(11) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。</p> <p><b>第 301 条 目的</b></p> <p>乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する資料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。</p> <p><b>第 406 条 成果物</b></p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)</p> <p>(2) 調査結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJISA1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 415 条 成果物</b></p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(4) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>	